

認定NPO法人・仮認定NPO法人に 寄附をすると税制上の優遇措置が 受けられます。

認定NPO法人・仮認定NPO法人とは…

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、NPO法第45条の認定基準に適合する法人は、所轄庁の認定を受けることができます。

この認定を受けた認定NPO法人へ寄附した個人等は、税制優遇措置を受けることができます。

設立5年以内の法人を対象とした仮認定制度もあり、パブリック・サポート・テスト(※)以外の認定基準に適合するNPO法人は、仮認定を受けることができます(経過措置として、設立5年を超えたNPO法人も平成27年3月31日までは仮認定の申請をすることができます)。

詳細については、ホームページにて御確認ください。

福島県 認定NPO

検索 

(※)パブリック・サポート・テストとは、広く市民から支持を受けているかどうか判断する基準で、次のいずれかを満たしているかで判断します。

- ①相対値基準: 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
- ②絶対値基準: 年3,000円以上の寄附者が100人以上
- ③条例個別指定: 都道府県又は市町村から条例で個別指定を受けている

